

3. 就学援助制度の拡充、新入生への入学前支給について

- (1) 国の生活保護基準が改悪された場合、本市の就学援助制度への影響は
- (2) マイナス影響があれば、就学援助受給世帯への対応策を
- (3) 就学援助申請の随時受け付けを
- (4) 2019年3月から入学前支給を開始するにあたっての申請時期、周知方法など、進め方についての詳細を聞く
- (5) クラブ活動費、児童・生徒会費、PTA会費および、中学校給食費も就学援助対象に

【答弁】

3. 就学援助制度の拡充、新入生への入学前支給についての(1)から(5)につきまして、順次お答えいたします。

はじめに(1)(2)についてですが、本市における平成30年度の就学援助制度につきましては、これまでと同様の認定基準を適用しておりますことから、国の生活保護基準が改正された場合でも、影響はないものと考えております。

次に、(3)についてですが、本市では、平成30年度より就学援助の当初申請時期をこれまでの6月から早め、4月8日から5月15日までの期間とすることで、これまでより早期に支給できますよう、制度を改めました。

議員ご指摘のように、申請時期を早めた事による申請忘れが考えられますことから、申請もれが無いよう、広報の掲載や学校を通じて全家庭にお知らせを配布するとともに新年度に行われる家庭訪問においても各家庭で説明するなど、制度の周知に努めてまいります。

当初申請期間を過ぎた場合でも、これまで通り随時申請を受け付け、就学援助の対象となった場合は申請時期に応じて支給する予定であります。

つぎに(4)についてですが、平成31年度新小学1年生に対する入学前支給の流れといたしましては、平成31年1月から1ヶ月間で申請を受付し、3月に支給を予定しております。新中学1年生につきましては、平成30年度小学6年生の就学援助対象者を入学前支給の対象とし、新小学1年生と同様に3月支給を予定しております。

市民の皆様には、市の広報やWebサイトを活用して周知するとともに、10月中旬に発送する就学時健康診断のお知らせに制度の説明を同封し、さらには当日の健康診断の際に学校より再度周知する予定でございます。

最後に(5)のクラブ活動費、児童・生徒会費、PTA会費および中学校給食を就学援助の対象にすることについてですが、本市における就学援助制度につきましては、より多くの世帯への支援を行うため、基準の維持に努めてきたところでございます。これに加え、クラブ活動費や児童・生徒会費、中学校給食費を、さらに就学援助の対象とすることは、地方交付税を含めた国からの補助が、本市の就学援助額に十分見合うものでない中であって国に制度拡充を求めています、現状では困難であります。

本市教育委員会といたしましては、国全体において子どもの貧困問題が注目されている中であって、保護者の経済状況が子どもの健康状態や学習環境に影響を及ぼさないことが重要であると認識しておりますことから、引き続き保護者負担の軽減を図るようにしてまいりますとともに、就学援助制度にかかる財政的な保障や増額等の措置について、引き続き国や府に強く要望してまいります。